

事業実施主体の所在地

名称及び代表者氏名

年 月 日付けで補助金の交付申請のあった令和5年度特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)事業(以下「補助事業」という。)については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事 氏名

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等

補助事業の内容は、年 月付補助事業費補助金交付申請書のとおりとする。

第3 補助率等

補助事業に要する経費、補助金の配分額及び補助率は次のとおりとする。

区分	経費	補助金	備考
1 野生動物等からの病原体の侵入防止のための設備の整備			高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業費補助金交付要綱別表の補助率
2 病原体の持込防止のための設備の整備			
3 衛生管理区域の衛生状態の確保のための設備の整備			
4 その他、高病原性鳥インフルエンザの侵入を防止するための取組			
5 制限区域の家きん卵滞留防止対策			
合 計			

第4 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは当該通知書受領日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第5 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

ただし、すでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第6 申請事項の変更

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（特定家畜伝染病侵入防止対策（令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策）事業費補助金交付要綱（令和5年〇月〇日付5産労農安第510号。以下「交付要綱」という。）様式第3号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業費又は事業量の2割を超える変更

2 知事は、前項の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加えて承認することができる。

第7 補助事業の中止又は廃止

補助事業者が、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

第8 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに事故報告書（交付要綱様式第5号）を知事に提出しなければならない。

第9 実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は都の会計年度が終了したときは、直ちに実績報告書（交付要綱様式第6号）を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

- 2 交付要綱第4第2項ただし書により交付の申請をした申請者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4第2項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 交付要綱第4第2項ただし書により交付の申請をした申請者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱様式7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第10 補助金の額の確定

知事は、第9の規定による実績報告書の提出があった場合その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付要綱様式第8号により当該補助事業者へ通知する。

第11 是正のための措置

知事は、第10の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を命ずる。

2 第9の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第12 補助金の請求

第10の規定による額の確定通知を受領した場合において、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(交付要綱様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を支出する。

第13 決定の取消し

知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた者が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第10の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第14 補助金の返還

知事は、第5又は第13の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第15 違約加算金及び延滞金

知事が第13の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前2項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

第16 違約加算金の計算

第15第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第17 延滞金の計算

第15第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第18 他の補助金等の一時停止

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

第19 財産処分制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって効率的運営を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、交付要綱様式第10号の財産管理台帳及びその他関係書類を、処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 補助事業者が補助事業により取得し又は効用を増加した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、交付要綱様式第11号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 知事は、前項の規定により、補助事業者に対して、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を納付させるよう命ずることがある。

第20 帳簿の整理保存

補助事業者は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を、事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

様式第3号(第7関係)

年 月 日

東京都知事 殿

事業実施主体の所在地

名称及び代表者氏名

印

令和5年度特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度
高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)事業費補変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり変更したいので
特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)補助金交付要綱第7の規定に
基づき申請する。

記

注1) 記以下は別紙とし、様式第1号に準ずること。

この場合において、同様式中「事業の目的及び内容」を「変更の理由」と書き換え、変更前と変更後とを容易に
比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

注2) 添付資料については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

年 月 日

東京都知事 殿

事業実施主体の所在地

名称及び代表者氏名

印

令和5年度特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度
高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)中止(廃止)承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

1 中止(廃止)の理由

2 補助事業の当初からの経過及び現状

東京都知事 殿

事業実施主体の所在地

名称及び代表者氏名

印

令和5年度特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)事故報告書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった標記補助事業に係る事故について、特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

(1) 事業について

(2) 経費の支出について

①経費の支出状況

事業の内容	交付決定額	月 日現在支出済 額		残額		支出予定額		事業遂行不能の 場合の不用額		備考
		補助対 象経費	補助金 額	補助対 象経費	補助金 額	補助対 象経費	補助金 額	補助対 象経費	補助金 額	

②支出額及び支出予定額の明細

事業の内容	左の内訳品目	補助事業に要する 額	補助金額	補助事業に要する経費の支出 基礎 (名称・数量・単価・金額)

3 今後の対応

様式第6号(第10関係)

年 月 日

東京都知事 殿

事業実施主体の所在地

名称及び代表者氏名

印

令和5年度特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度
高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった標記補助金について、特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)事業費補助金交付要綱第10の規定により、下記のとおりその実績を報告する。

注1) 事業実施内容や金額等について当初交付決定から変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

記

1 事業の目的及び内容

別添1のとおり。

2 経費の内訳

事業の内容	事業量等	事業費(A)+ (B)	負担区分		備考
			都補助金 (A)	自己負担額 (B)	
1 野生動物等からの病原 体の侵入防止のための 設備の整備		円	円	円	
小 計					
2 病原体の持込防止のた めの設備の整備					
小 計					
3 衛生管理区域の衛生 状態の確保のための設 備の整備					
小 計					
4 その他、高病原性鳥イ ンフルエンザの侵入を 防止するための取組					
小 計					
5 制限区域の家きん卵滞 留防止の取組					
小 計					
合 計					

3 事業完了年月日

年 月 日

4 添付資料

- (1) 支出を証明する書類(領収書等)
- (2) 設置後の写真
- (3) その他、知事が必要と認めるもの

年 月 日

東京都知事 殿

事業実施主体の所在地

名称及び代表者氏名

印

令和5年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった令和5年度特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)費補助金について、特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)費補助金の額の確定額

金 円

(年 月 日付 第 号による額の確定通知額)

2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額

金 円

事業実施主体の所在地

名称及び代表者氏名

年 月 日付 第 号をもって交付決定した令和5年度特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)事業に対する補助金については、年 月 日付で提出された実績報告書を審査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を 円に確定する。

年 月 日

東京都知事 氏名

様式第9号(第13関係)

年 月 日

東京都知事 殿

事業実施主体の所在地

名称及び代表者氏名

印

令和5年度特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度
高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)事業費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった標記補助金について、年 月 日付
第 号で額の決定通知があったので、特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急
対策)事業費補助金交付要綱第13の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

東京都補助金

円

年 月 日

東京都知事 殿

事業実施主体の所在地

名称及び代表者氏名

印

令和5年度特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度
高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)事業により取得した財産の処分承認申請書

令和5年度特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)事業により取得した(又は効用の増加した)財産について、特定家畜伝染病侵入防止対策(令和5年度高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)事業費補助金交付要綱第20の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請する。

記

- 1 処分の理由
- 2 処分の対象施設等
- 3 処分の方法
- 4 取扱いに関する要件の適合について
- 5 納付金額(予定額)

財産管理台帳

事業実施年度	事業実施主体名			事業名		特定家畜伝染病侵入防止対策事業(令和5年度 高病原性鳥インフルエンザ緊急対策)							
事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		適用
事業内容	工種・ 構造施設 区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
							都補助金	実施主体費					
小計													
合計													

注)1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。

3 適用欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補給金返還額を記入すること。